

# 近世後期村落社会における文書認識 —武蔵国入間郡赤尾村を事例に

北村厚介

## 【要旨】

本稿は武蔵国入間郡赤尾村林家文書を対象として、近世後期における村政文書に対する名主家と小前層との価値認識の相違について検討する。まず、林家の文書認識の前提として近世中期における村政文書引継と村方騒動について分析し、村政文書の林家への移管とそれをめぐる村方騒動から価値認識の形成を指摘する。次に、林家帳簿体系と林信海の遺訓、文書修復文言に注目し、林信海の文書に対する価値認識を検討する。最後に、天保12年の名主疑念一件について検討し、近世後期における林家赤尾村小前層との文書に対する価値認識の相違について述べる。

以上の分析から、享保期の引継から村政文書を自家の由緒に取り込んでいた林家は特権の淵源としてその維持・管理を重要視するが、一定の「村政民主化」を達成しながらも林家の行政的・経済的実力を必要としていた小前層は名主家のリコールに発展させずに特権の淵源としての維持・管理を否定するという村政文書に対する多様な価値認識を指摘した。

## 【目次】

はじめに

1. 近世中期の村政運営と林家—享保期文書引継と村方騒動
2. 林信海の文書修復・文書認識
3. 天保期村方騒動と小前層の価値認識—天保期村方騒動と金銭貸借出入—  
おわりに

## はじめに

本稿は日本近世の名主家における自家文書の管理・保存の検討を通じて、名主家と小前層との村政文書に対する価値認識の相違を明らかにすることを目的とする。

近世地方文書管理史については既に詳細な研究史整理がなされているので、本稿に関わる点のみ言及しておきたい<sup>1)</sup>。

近世地方文書管理史は、安藤正人氏が地方文書目録編成の課題から必要性を提起したことを受けて進展したものである<sup>2)</sup>。富善一敏氏や保坂裕興氏、高橋実氏に代表される村政民主化や文書

1) 高橋実「近世における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会,1996年)、保坂裕興「〔解説〕記録史料の形成・伝来論」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』岩田書院,2003年)、富善一敏「村方文書管理史研究の現状と課題」(国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院,2008年)など。

2) 安藤正人「近世・近代地方文書研究と整理論の課題」(安藤正人・大藤修『史料保存と文書館学』吉川弘文館,1986年)

のライフサイクルなどをみるアーカイブズ学的文書管理史<sup>3)</sup>から、大友一雄氏や渡辺浩一氏に代表される近世固有の社会関係や文書認識との関連をみる由緒・儀礼論的文書管理史<sup>4)</sup>へ進展していると整理されている。現在はシステムを発見する段階から文書管理を通じて近世社会の質を問う段階、さらには管理から作成・利用にまで踏み込んで検討される段階へと展開しつつあるとされる<sup>5)</sup>。

現代の文書館的な文書管理の淵源を見いだすのではなく、近世社会において文書を管理することの意味、文書あるいは文書管理がどのように認識されていたのかを問うことで近世社会の特質を見いだそうとする視点は現在においても有効であり、村政運営や家の経営を検討する上で基礎的かつ必要な研究であるといえよう。

地方文書管理史は十分な蓄積がされつつあるが、いまだ課題は残る。

第一に、引継目録や整理目録といった目録史料や編纂物の分析が中心であり、必然的にそれらの伝存しない文書群に対しての検討が不十分であることが指摘できる<sup>6)</sup>。村政運営において村政文書を誰が管理するか、あるいはどのように管理されているかということは重要な問題であり、目録史料の現存しない文書群においても検討されなければならない課題である。

第二に、整理・編纂時の分析が中心であり、整理・編纂以降の村政運営の変化に対応した文書認識の変化に対する検討が不十分であることが指摘できる<sup>7)</sup>。これは名主家文書の文書管理を扱った研究に対して指摘できることで、自家文書の整理・編纂時の文書認識を分析することに集中しており、その変化に関してはあまり考慮されていない。

第三に、作成主体、特に名主家側の分析が中心であり、村方の文書認識に関しては、村政民主化の動向、あるいは名主家に作成を促す背景として捉えられていることが指摘できる。渡辺尚志氏は両者を対立構図でのみ捉えずに協同も含めて文書認識を内在的に検討することが必要であると指摘している<sup>8)</sup>。しかし、渡辺氏においても小前百姓側の特権否定の動向と両者の協同の側面を明らかにしたが、小前側の村政文書に対する認識については言及されていない。名主側・小前双方の文書認識について検討する必要があるのではないだろうか。

3) 富善一敏「近世村落における文書整理・管理について—信州高島郡乙事村の事例から—」(『記録と史料』2,1991年)、保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム—武蔵国秩父郡上名栗村を事例として—」(『学習院大学史料館紀要』6,1991年[のち全国歴史資料保存利用連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』岩田書院,2003年所収])、同「近世五郎兵衛新田における記録管理と行政」(『学習院大学史料館紀要』7,1993年)、高橋実「近世における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会,1996年)など。

4) 大友一雄「近世社会における文書管理と文書認識」(『史料館研究紀要』23,1992年[のちに同『日本近世国家の権威と儀礼』加筆収録])、渡辺浩一「近世都市における宝蔵と文書「管理」」(『史料館研究紀要』28,1997年)など。

5) 渡辺浩一「日本近世都市の個別町における文書保管」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究系篇』3,2007年)。

6) 大友一雄氏は文書群全体の検討から文書認識について検討しており、重要な成果である(前掲注4大友1992年)。

7) 保坂裕興氏は村政民主化の流れの中に文書管理を捉えて引継後の動向を検討している(前掲注3保坂1993年)。富善一敏氏も中期～後期にかけての複数の文書目録から「村の文書館」の成立と機能を検討している(前掲注2富善1991年)。しかし両者の検討においては、文書認識などと関連させて検討できていないことが指摘できる。

8) 渡辺尚志「藤乗家の文書整理・目録作成と村落社会」(『千葉県地域史料現状記録調査報告書』2,1996年[のち同『惣百姓と近世村落—房総地域史研究—』岩田書院,2007年])。

以上の課題について、武蔵国入間郡赤尾村（現埼玉県坂戸市）の林家文書から検討する<sup>9)</sup>。赤尾村は江戸から14里（約56km）、川越から3里（約12km）に位置し、近世後期の村高約1270石、約150戸650人の村落であった。支配関係は、近世初期には川越藩と旗本の相給であったが、元禄12年（1699）の柳沢吉保襲封の際に川越藩一給支配地となり、以後近世を通じて川越藩領となる。林家は武士土着の伝承をもつ旧家で、村内で唯一100石を越す持高を有し、相給時代の旗本領名主を勤め、川越藩支配下では相名主制の下分名主を勤めた。村内階層は8石未満層が全体の約7割を占め、後述する「仮村役人制」に参加できたのは3割に満たない。

林家・赤尾村については、高尾善希氏に代表される豊富な先行研究があり、近世後期の村政運営や奉公人の動向などが明らかにされている<sup>10)</sup>。しかし、文書群を検討する上で基礎的な課題である文書管理について本格的に検討したものはない<sup>11)</sup>。その理由としては、近世を通じて名主役を維持するため林家からの引継目録がない点、自家文書の整理目録がない点があげられる。先行研究の多くが目録史料に依拠しているため、史料的制約が同家文書において検討されていない一因であると考えられる。こうした史料的制約を克服する一助として、本稿では文書に付された修復文言に注目してみたい。ここでいう修復文言とは、文書を修復した際にその経緯や意図を修復者が記したもので、林家文書には竖帳を中心にその存在が見いだせる。

本稿では、修復文言を手掛かりに、赤尾村・林家における村政文書に対する認識について、村政運営の変化と対応させながら検討していきたい。

9) 埼玉県立文書館寄託・収蔵。以下、林家文書の引用には目録番号のみを記すこととする。

10) ①赤尾村村方騒動・村政運営…秋山伸一「名主役滞りと近世村落—武蔵国入間郡赤尾村の場合—」（『日本社会史研究』24、1988年）、高尾善希「近世後期百姓の識字の問題」（『関東近世史研究』50、2001年）、同「村役人の選出と村の自治—武蔵国入間郡赤尾村名主林信海日記から—」（『立正史学』96、2004年）、森田武「享保期における村役人決定出入りと惣百姓合意・郷例」（『埼玉大学紀要 教育学部（人文・社会科学）』54（2）、2005年）、小松賢司「近世後期関東における『村役人くじ引制』」（『学習院大学人文科学論集』16、2007年）、森田武「近世後期の村役人選定における郷例・入札と『村自治』」（森田武教授退官記念会編『近世・近代日本社会の展開と社会諸科学の現在』新泉社、2007年）。②旗本領主…重田正夫「元禄期旗本知行所の年貢—武州入間郡赤尾村大久保氏の事例—」（埼玉県立文書館『文書館紀要』2、1987年）。③江戸との関係…高尾善希「村の中の『江戸』—都市・村落の社会関係—」（竹内誠編『徳川幕府と巨大都市江戸』東京堂出版、2003年）。④林家経営…高尾善希「近世後期百姓の『融通』と地域社会—名主の『融通』活動を中心に—」（『近世後期百姓の社会史的研究—百姓の社会関係と地域秩序—』[博士論文]、2004年）。⑤林家奉公人…青木美智子「近世後期の関東農村における休日慣行と奉公人の動向—一年季奉公人の休日要求を中心に—」（『法政大学大学院紀要』61、2008年）。⑥林家史料論…小暮利明「近世後期の名主日記について—林信海日記の紹介—」（埼玉県立文書館『文書館紀要』2、1987年）、同「解題」（佐藤恒雄・徳永光俊・江藤彰彦編『日本農書全集』42 農事日誌1、農山漁村協会、1994年）。⑦林信海…岸伝平「林信海」（埼玉県立文化会館編『埼玉県人物誌』下巻、埼玉県立文化会館、1965年）、井上慎一「林信海」（坂戸市教育委員会編『坂戸人物誌』第1集、坂戸市教育委員会、1980年）、太田富康「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」（『歴史学研究』1991年）、高尾善希「近世後期名主の意見書—天保改革と二人の名主—」（『近世後期百姓の社会史的研究—百姓の社会関係と地域秩序—』[博士論文]、2004年）、水野恵子「林信海の旅日記—『東の国巡見の日記』について—」（『流通経済大学流通情報学部紀要』8-2、2004年）、水野恵子「林信海と泊酒舎」（『流通経済大学論集』40-1、2005年）、工藤航平「幕末期江戸周辺における地域文化の自立」（『関東近世史研究』65、2008年）、黒須あずみ「江戸時代の湯治場と書物—箱根堂ヶ嶋温泉と林信海—」（『書物出版と社会変容』8、2010年）。⑧藩役人との関係…高尾善希「宅廻り・飲食・音物—近世後期における領主と村の社会関係史」『立正史学』107、2010年など。

11) 唯一、富善一敏氏が言及しているが、本論の補足的な位置付けとしての言及であり、本格的な検討はしていない。（富善一敏「検地帳所持・引継争論と近世村落」『関東近世史研究』38、1995年）。

## 1. 近世中期の村政運営と林家一享保期文書引継と村方騒動

赤尾村は元禄12年(1699)に川越藩一給支配となり、川越藩領名主であった森田家が上分名主、旗本領名主であった林家が下分名主を勤める名主2人体制となる。当然、それ以前の村政文書や高札は元々の川越藩領名主であった森田家が管理をしており、年貢米納入に関しても森田家の責任で行われていた。以降、享保期に至るまで林家と森田家の両名主による村政運営が行われている<sup>12)</sup>。

本節では、享保期における村政文書引継とそれに起因する村方騒動から林家の文書認識の前提を検討していく。

### (1) 享保8年村政文書引継

両名主による村政運営体制に変化がおとずれるのが享保7年(1722)である。この年に起こった秣草苧取出入の結果、上分名主の森田武右衛門が名主役を罷免され、森田家が管理していた村政文書と高札が林家へ移管されることとなる<sup>13)</sup>。次の史料は享保7年12月に森田家の所持している村政文書を林家へ引き継ぐことを命じた川越藩の指示書である<sup>14)</sup>。

#### 覚

先刻半三郎申渡候通、其村武右衛門事名主役御免被遊候ニ付、右之段武右衛門申渡候、当御納米、今日ヨリ其方へ受取、御蔵附可仕候、来正月初諸帳面不残受取可被申候、若し其内其方へ可受取分残り候様成事有之候ハ、書付仕可申進候、組頭立会ニ而改、前々より御書付并帳面受取可被申候、委細ハ正月中可申進候、以上

十二月廿五日

堀越太兵衛

赤尾村名主

清水彦右衛門

半四郎殿

右者享保七寅年十二月廿九日也、森田武左衛門(佐左衛門改名)事今日より名主御役御免也、明年正月諸帳面共受取、又候二月廿三日、古御割付廿三本受取畢

川越藩による指示は、①年貢米納入の林家による実施、②御書付・諸帳面の林家への移管(傍線部A)であった。森田家は罷免されると同時に、名主家として果たしてきた年貢米納入と村政文書管理という2つの機能を林家に引き継ぐこととなったのである。

村政文書の移管は翌年正月と二月の二度に行われている(傍線部B)。その際の引継目録の内容をまとめたものが表1である。

正月には高札(表1-1、以下、-1)や元禄検地帳(-2)、名寄帳(-3)、明細帳(-6)、反別帳(-7)が林家へと移管されている。傍線部Bから、これらの帳面が引継文書の中

12) 元禄11年12月の林家代替りに際して、「赤尾村新御領名主半三郎相果」として名主跡役を願っているのが名主(森田)武右衛門であったことなど(林家3519)から、一給支配下の村政運営に関しては史料的制約から詳述はできないが、上下両名主による村政運営がなされていたと考えられる。

13) 享保期の秣草苧取取入に関わる争論に関しては前掲註10 森田2005年参照。罷免理由に関しては、森田家下人による秣草苧取と関連すると思われるが未詳である。

14) 林家6782「覚(武右衛門名主役御免)」。

核であると考えられるが、ほぼ全て年貢納入関係文書である点を特徴として捉えたい。上州の引継目録を検討した田中康雄氏は、村政運営体制により大幅な相違がありつつも、実際に引き継がれる文書は検地帳を不可欠のものとして年貢納入に関わる文書に限定されることを指摘しており<sup>15)</sup>、赤尾村においても同様の引き継ぎがなされている。

表1 享保8年引継目録内容

番号	時期	名称	数量
1	正月	御高札	不残
2		御水帳	4
3		田方名寄	1
4		高帳	1
5		庭帳	不残
6		明細帳	1
7		反別帳	1
8		田并帳	1
9		御合札	不残
10		未御数合御請取	1
11		去寅御成米并ニ御上米御請取	1
12		去々丑畑方御年貢通帳	-
13	二月	当殿様御勘定目録	8
14		当御代御引寄帳	3
15		松平美濃守様御代御割付	8
16		右之御代御勘定目録	8
17		右之御代御割付	23
18	未引継	当殿様明細帳	1
19		同高反別帳	1
20		嶋田村込樋御入用分り御書付	1
21		松平美濃守様御代御割付	1
22		松平美濃守様御代御割付	31
23		松平美濃守様御代御勘定目録	54
24		松平伊豆守様御検地御水帳	-
25		右之御代斗代帳	1

林家文書 6805、6806 より作成

2月には皆済目録（ - 13・16）、年貢割付状（ - 15・17）などが移管されている。傍線部Bでは年貢割付状23点（柳沢家藩主時代）のみの移管となっているが、実際には柳沢家代、秋元家代の割付状・皆済目録が引き継がれていることがわかる。

二度の移管によって年貢納入関係文書を中心として村政文書が森田家から林家へと引き継がれたが、全ての村政文書が移管されたわけではなかった。森田家は、元禄検地帳を「無御座候由申候而相渡シ不申候」<sup>16)</sup>と紛失を主張して引き渡さず、それ以外にも8点（ - 18～25）の引き渡しを拒否したのである。引き継がれなかった文書は、明細帳、反別帳、用水普請関係、割付状、皆済目録、元禄検地帳などである。森田家は名主役を罷免されたが、名主役再任を諦めておらず、自家が村政を担ってきたことを示す松平伊豆守家代の元禄検地帳、柳沢家代の割付状・皆

15) 田中康雄「近世名主文書の保管引継形態について—上州を事例とした類型検出の試み—」『西垣晴次先生退官記念宗教史・地方史論纂』刀水書房、1994年。

16) 林家 6806 「[請取候御書物及不申御書付帳面覚]」。

済状を引き渡さなかったと考えられる。

(2) 享保20年村方騒動(第一次)<sup>17)</sup>

村政文書を森田家から引き継ぎ、名主1人体制で村政運営を担っていた林家であるが、享保20年(1735)2月に八代当主半四郎信之が病気のため、退役・跡役願を企図する。これを契機として、赤尾村において村方騒動が起こることとなる。

まず、九代半三郎清信への跡役願へ組頭衆六名が連印を拒否する。次の史料は組頭衆による連印拒否の理由を示すものである。

此上右七郎平、伝八、近所者へ申含候者、此度半三郎名主御役被仰付候而者、只今迄畑方御年貢立替、其外諸貫残之事も代替りニ候間、急度被取立、村中難義被申物ニ候間、与角此義ハ名主役取はなし候事専一成也申候、此義ハ多年、七郎平義名主御役望罷有、殊ニ畑方御年貢之義者赤尾村ハ 年より此方組頭取ニ仕候處、何連茂組頭取込候哉、右御年貢味進取分、源右衛門方ニも余程御座候

組頭衆は代替りによる畑方年貢立替分取立への危惧を村方へと喧伝し、林家代替わりとともに名主役罷免を狙ったのであった。しかし、林家側では、組頭安野家(七郎平、源右衛門)による名主役願望と組頭衆による畑方年貢横領が理由であると認識していたことが分かる。

この林家と組頭衆との対立を見て、名主役復帰を狙っていた森田弥平治が村方を扇動して林家と対立する。

此度能折からと存立、右半四郎妹むこニ候間、自身かへ替りニ参、此方之様子窺、弥平治わき御林杉山へ大勢ヲ呼、弥平治申候者、此度半三郎名主役之義、村方ニ人モ無様ニ上伊草喜左衛門ならない世話ニ而右同役願候事不聞へ致方、惣百姓ふミ附ヶ候事ニ候、如何存候哉与高上ニ申候へ者、惣百姓尤ニ存、右悪心ととう之者共つら成り申候而、とかく役目引はなし候へ者、当前諸登等も其通り候間、ひとへに宜敷与申合候

弥平治は林半四郎妹婿の立場を利用し、林家跡役への就任を狙い、杉山に惣百姓を集め、上伊草村喜左衛門世話による跡役願を批難し、惣百姓は組頭衆の主張した林家による取立を忌避して弥平治に賛同している。これらの人々は一味神水をし、参加しなかった人々の印判をとり、86人が川越に直訴に向かっている。直訴自体は組頭衆によって差し押さえられるが、組頭衆と元名主家によって林家跡役願は停滞を余儀なくされる。

直訴騒動にまで発展した名主家・元名主家・組頭衆による跡役騒動は、3月1日に川越藩によって当分名主役組頭持が指示される(「右当分跡役之義組頭持ニ致候様被仰付候」)。直後の4日には組頭衆が林家を訪れ、高札・村政文書の移管を要求している。

去三月四日、組頭不残七郎平先達ニ而半三郎方へ参、惣百姓願ニ者名主御役之事各被仰候ニ付、御高札并諸色向不残請取可申候様ニ申候間、あらましも此方御渡可然段申候

林家は忌中を主張して引き渡しを拒否して高札・村政文書を引き渡さなかった。その後の動向は詳らかではないが、林家が惣百姓による跡役願連印を取り<sup>18)</sup>、林家跡役と森田家名主役復帰によって名主跡役をめぐる騒動は決着する。

17) 本節中史料は特に断らない限り林家6488「〔名主役御免外下書〕」。また、享保期村方騒動に関しては註10 森田2005年参照。

18) 林家6458「相定一札之事(名主跡役)」。

### （3）享保20年村方騒動（第二次）

名主跡役をめぐる騒動は林家・森田家の名主2人体制に復することで決着するが、直後の6月に森田家が主導し、再び名主役をめぐる騒動が起こる。

今度の騒動は、名主役に復帰した森田家を中心とする惣百姓111名が林家による入用勘定疑念を主張し、森田家1人名主願を提出したものである。林家側では「此度名主役被仰付候得とも、諸帳面・御高札拙者方ニ御預り候義殊外残念ニ存候様ニ申候由及承候」と、森田家が林家による高札・村政文書管理を不満に思い、「拙者名主役取はなち、御高札、御水帳等引取申度工」と、その奪還を図ったものと認識していた<sup>19)</sup>。

騒動自体は、前回騒動時の惣百姓連印を使用するという森田家による願書偽造が発覚し、森田弥平治の蟄居、主要9人の追放で決着する。森田家は再び罷免され、以後名主役に復帰することはなかった。代わって元文2年（1737）より安野家が上分名主を勤め、近世後期は林家・安野家両名家によって村政運営が行われることとなる。

この2つの騒動で注目したいのは、林家に対して、3月に組頭持と決定された際に組頭衆が高札・村政文書の引き渡しを求めていることである。享保8年引継の際に村役人が川越藩に対して「武左衛門方ニ残候御書付帳面者、何茂大切成ル御書物ニ御座候ニ付奉願上候、御詮議之上被仰付被下候ハ、難有可奉存候」<sup>20)</sup>と、森田家が引き渡さなかった文書の引継を求めているように、村政運営を担う上でこれらの文書が必要であったのであり、それがほぼ年貢納入関係に限定されていることを合わせて考えると、年貢納入業務を行うことが名主役を勤める上で重要視されていたことが確認できる。

また、名主役に復帰した森田家が高札・村政文書奪還を企図して再び騒動を起こしたことに注目したい。森田家は単に名主役に復帰するのみではなく、高札・村政文書を管理することに執念を燃やしたのであり、これらを管理することが名家において重要視されていたことが看取できる。組頭衆に対して引き渡しを拒否したように、この騒動を通して、林家においても高札・村政文書の管理が名家として重要であるとの認識が形成、あるいは蓄積されたと考えることができるのではないだろうか。

本節では、享保期の文書引継とそれに連なる村方騒動をみてきた。相名家の罷免によって林家が高札・村政文書を引き継ぐが、その管理をめぐる名家間に争いが起こり、林家においてこれらの管理を重要視する認識が形成、あるいは蓄積されたと位置付けた。享保期の村方騒動は、村政を担う一種の象徴として認識されていた高札・村政文書の管理をめぐる村役人間の対立が主軸であったと考えられる。以降、高札・村政文書の管理は林家が担うこととなる。

## 2. 林信海の文書修復・文書認識

享保期に高札・村政文書を林家が管理することが確立し、引き継がれた村政文書が林家の自家文書に組み込まれていく。本節では、村政文書を引き継いだ後の林家の文書管理・文書認識について、検討していく。

19) 林家 3432 「〔名主役跡継異議出入〕」、林家 6450 「乍恐以書付申上候（名主役差違ニ付）」。

20) 林家 6801 「乍恐以書付申上候（村方諸帳簿取扱い出入）」。



日記・帳簿類を編年順に示したものが表2である。史料の残存状況に規定されるため近世における帳簿体系を完全に示しているとはいえないが、情報を機能分化させて記録化していることを読み取るには十分である。

日記類は役向日記、家内記録、外出記録、旅行記録の四種類、帳簿類は金銭出納帳、小遣帳、大福帳の三種類に分けられており、機能分化した多様な記録化がなされている。機能分化の具体的な内容について、安政元年（1854）1月28日の記事から検討したい<sup>23)</sup>。

（役向日記）

正月廿八日、己川越へ、御用金御上納なから御手代様御宅へより、相州人足之事御窺可申上与存罷出候、途中紺屋村ニ而聞ニ、今日者三番手御人数御操出シニ成り候事ニ成リ村々へ人足御触当ニ成ル与之事、依之急キ御役所ニ至リ御用金御掛ケ屋改ヲ受、例之小札受取、御元ノ所へ御上納仕候

（家内記録）

林・勤儀か、り片付、八ツ時分より相州役一件ニ而所々へ使ニ遣シ、夜ニ入兩人共相州役人足与して出行、馬茂遣ス

（外出記録）

正月廿八日、御用金御上納与して川越へ出勤、持出シ金三拾九兩壹分式朱ト錢壹貫貳百四拾八文、御元ノ所へ御上納金三拾八兩ト錢七百八拾四文、残り金壹兩三分式朱也、遣之

（金銭出納帳）

正月廿八日、出金、三拾八兩ト錢七百八拾四文、百石五兩之内三兩割取立分、御上納仕候同、同、出金、五兩三分式朱ト錢六貫四百文、相州役人足出立ニ付、宰領并人足へ相渡シ候分

（小遣帳）

正月廿八日、一 貳百八拾八文、川越へ参り小つかひ

役向日記は相州人足触当が出されたことを途中で聞き、急いで御用金上納を済ませたこと、家内記録は奉公人の家内労働と林家から奉公人2人を相州人足に派遣したこと、外出記録は御用金上納の具体的な支出、金銭出納帳は御用金と相州人足に関する出金、小遣帳は川越出勤中の小遣額を記録している。1日の行動が機能分化された多様な媒体に記録化されていることが読み取れよう。ここからは同時期の情報を詳細に記録化していく意図を読み取ることができ、林家の動向を検討する場合、機能分化された複数の史料を総合して把握しなければ捉えることができないことを指摘したい。

さらに、名主役関連情報の機能分化を整理したものが表3である。林家では明和期以降、下達文書をまとめた御用留と上申文書・村内関係文書をまとめた御用向控帳の2系統で名主役関連情報を整理していたが、12代信豊の文政初年以降、上記2系統の機能を含み込んだ日記形式による役向日記があらわれている。役向日記は、日々の名主役関連情報を聞き書きや心情などを入れながら記述したもので、以前の系統にはない詳細な内容を特徴とする。

23) 林家 1918「役用向諸記録」、林家 1332「家内見聞記録覚帳」、林家 2495「他出雑記帳」、林家 1825「金銀出入并世用覚帳」、林家 1811「年中小遣帳」。



## （2） 林信海の文書認識

林信海の文書認識を端的に示すものとして、信海の遺訓を検討していきたい。次の史料は天保2年「林本家記録帳」に記述された信海の遺訓である<sup>25)</sup>。

我家古伝書物ニ持高記有之通り、式百ニ不相成百拾石与不減、代々持伝事誠芽出度珍重者、代々之主人身持かたく、殊ニ此本家屋敷ニ火災無之事、返々珍重芽出度事也、右ニ付我子孫たるもの、其代々之主人同様心得可相守也、扱此身上家祿も從今後如何ニ可相成哉難計、(…中略…)積書以遺子孫、子孫末<sup>(末々)</sup>必能読、積金以遺子孫、子孫末<sup>(末々)</sup>必能保、陰德於冥々中、以為孫長久計云々、又日道橋之修理者陰德之幹也、(…中略…)今之家業ヲ勤ル事ハ不及申、好書物而代々之盛衰<sup>(盛衰)</sup>ヲ弁知り、世之転変ヲ考思へし、(…後略)

信海は110石以上200石未満での持高の維持を「古伝書物」の「持高」を根拠に言及しており、「古伝書物」を家経営の証として重視している。また、「家」存続のために「積書」み、代々の当主がそれを「能読」み、家業を維持し、「好書物」んで「代々之盛衰」を知ることが重要だと論じている。先述した複数の媒体への詳細な記録化も、家業維持のために書物を蓄積するという子孫への自家文書相統意識から捉えることができる。家業の中には3代以降勤めてきた名主役が含まれると考えられ、役向日記系統や外出記録の作成も子孫への情報継承を重視していたことから捉えられよう。

## （3） 林信海による文書修復

遺訓にみられた子孫への自家文書相統意識を、林家における文書修復の際に残された修復文言から検討していきたい。修復文言は、管見の限りではあるが、文書群中に35点を確認することができる。修復の意図や経緯を記した修復文言は整理目録の現存しない林家文書において文書整理を検討することのできる重要な記述である。

修復文言に関して整理したものが表4である。この表からは二点を指摘できる。

一点目は、全て信海によって修復文言が記されていることである。信海以前・以後にも修復措置が行われたことは、先述した信豊による割付状・皆済目録整理からも想像に難くないが、信海は自らの修復措置を明記し、後代に伝えようとしている点に特徴がある。自ら「筆まめ」と称する信海は<sup>26)</sup>、日記・出納記録類に代表される詳細な記録化のみでなく、史料管理に関する文言を付して後代に伝えようとしているのであり、遺訓にみられた子孫への自家文書相統意識のあらわれと捉えることができよう。

二点目は、修復年代に時期的なまとまりがあることである。おおまかに①天保期、②弘化期、③嘉永—安政期の三つの時期に分けることができる。各時期の特徴について、林家の置かれた状況とともに検討していく。

①天保期の特徴としては、天保2年に集中している点、慶長検地帳・反別帳・明細帳など享保期引継にみられた村政文書を修復している点、年貢納入関係のみでなく村政に関わる様々な文書を修復している点が指摘できる。天保2年は、上分名主安野家が代替わりに際して跡役を拒否され、林信海が名主代役に就いた時であり、信海が林家名主1人体制の下で村政に深く関与してい

25)『林家文書目録』より。読点・字句は目録に従っている。目録上では作成年代が天保2年となっているが、遺訓自体については検討する必要がある。

26)「己例之筆まめニ一寸摹写して置シ也」(林家538「用水争論済口証文写」)。

く契機であった。

表4 林家文書修復一覧

番号	修復年代	表題	作成年代	修復者	表1 番号	目録 番号
1	文政13年7月上旬 / 嘉永5壬子年8月20日	1830 武州入西郡下赤尾村水帳 / 1852	慶長	当村役宅林本家嗣子信海	24	15
2	文政13庚寅年7月23日 / 嘉永7甲寅年7月	1830 赤尾村田島高名帳 / 1854	元禄5年	当村代々役宅林本家嗣子信海	3	540
3	天保2辛卯年正月25日	1831 武州入間郡赤尾村高反別指出帳	元禄11年	林信海	7	163
4	天保2辛卯年正月29日	1831 武州入間郡赤尾村諸色明細帳	宝永2年	林本家嗣子信海	-	560
5	天保2辛卯年2月3日 / 天保2辛卯年7月下旬	1831 十二代目林半三郎信豊筆記当村屋鋪姓名 取調帳	文政13年	赤尾村役宅林本家嗣子信海	-	1502
6	天保2辛卯年3月18日	1831 林半四郎信之代享保年中公用并筆記	享保	林本家嗣子信海	?	1899
7	天保2辛卯年3月18日	1831 林半四郎信之代享保年中公用并筆記	享保	林本家嗣子信海	?	1900
⑧	天保2辛卯年3月28日	1831 村仕来并諸色覚	寛政	林本家十三代嗣子信海	-	2502
9	天保2辛卯年4月13日	1831 五人組之覚	貞享5年	林信海	-	2091
10	天保2辛卯年7月	1831 宝暦年中私万書	(宝暦)	林本家十三代之嗣子信海	-	1898
11	天保2辛卯年8月上旬	1831 赤尾村田方名寄帳	寛延3年	林氏本家十三代嗣子信海	-	1393
12	天保2辛卯年	1831 御割付御勘定目録覚	-	林氏本家当村居住十三代之嗣子信海	16	6530
13	天保5甲午年6月朔日	1834 宝永五子年新堀之帳/赤尾村悪水落シ堀 敷込書上	宝永・享保	林本家十三代嗣子信海	20	1571
14	天保5甲午年7月	1834 大守公様御鷹野御膳所[諸覚]	寛政元年	林為三郎信海	-	247
15	天保8丁酉年8月	1837 小遣帳	寛政13年	林信海	-	910
16	天保8丁酉年10月	1837 村役人差引覚之帳	天保7年	-	-	986
⑨	17 弘化3年	1846 御用筋扣帳	明和6年	林信海	-	28
18 弘化3丙午年6月	1846 御用向諸事扣帳	寛政8年	林信海	-	640	
19 嘉永4辛亥年8月28日	1851 田畑質流扣帳	文化5年	名主十一代目林半三郎信海	-	1275	
20 嘉永5壬子年7月25日	1852 武州入間郡赤尾村田方検地水帳(B)	元禄12年	林信海	-	166	
21 嘉永5壬子年7月25日	1852 武州入間郡赤尾村田方検地水帳(B)	元禄12年	林信海	-	169	
22 嘉永5壬子年7月25日	1852 武州入間郡赤尾村除地水不作場改帳/野検 地水帳/柳原御林改帳/屋鋪検地水帳(B)	元禄12年	林信海	2	170	
23 嘉永5壬子年8月27日	1852 武州入間郡赤尾村五人組人別宗門改帳	宝暦11年	林信海	-	582	
24 嘉永6癸丑年8月5日	1853 畑田成改名寄帳	天保6年	林信海	-	1598	
25 嘉永6年9月7日	1853 武州入間郡赤尾村畑方検地水帳(A)	元禄12年	名主因書十一代林半三郎信海	-	1	
⑩	26 嘉永6年9月7日	1853 武州入間郡赤尾村田方検地水帳(A)	元禄12年	名主因書十一代林半三郎信海	-	2
27 嘉永6年9月7日	1853 武州入間郡赤尾村田方検地水帳(A)	元禄12年	名主因書十一代林半三郎信海	-	3	
28 嘉永6年9月7日	1853 武州入間郡赤尾村畑方検地水帳(A)	元禄12年	名主因書十一代林半三郎信海	-	4	
29 嘉永6年9月7(3)日	1853 武州入間郡赤尾村野検地水帳/柳原御林改 帳/屋鋪検地水帳/除地水不作場改帳(B)	元禄12年	名主因書十一代林半三郎信海	2	14	
30 嘉永7甲寅年6月	1854 田畑の日記之事	正保2年	林本家十三代主人信海	-	183	
31 嘉永7甲寅年7月	1854 御帳地二付申渡覚	元禄12年	林本家嗣子信海	-	44	
32 安政元甲寅年12月20日	1854 神仏諸用帳	-	林信海	-	833	
33 安政5戊午年3月15日	1858 田方名寄帳	弘化2年	林半三郎信海	-	2563	
34 (天保2年カ)	- 武州入間郡赤尾村諸色明細帳	元禄11年	赤尾村代々役宅林本家嗣子信海	6	72	
35 -	- 赤尾村割地之帳	寛文13年	-	-	542	

\*元禄検地帳は二種類残されており、同一の修復文書のもの(A)と(B)として分類した。

この時期に特徴的なものとして慶長検地帳と年貢割付状覚に付された修復文言を検討したい。

(表4-1、慶長検地帳)

村新古家々之差別可相知帖故格別大切ニ秘蔵致し、子々孫々無紛失永々可相伝者也、  
本紙墨附之分六十枚有之、為念云置、当家子孫本紙面ニ不審成事有共決而加筆抔致へか  
らす、只此俣所持シ伝ふへし、本家系同前与可相心得也  
此帖為子孫後代患蝕以海苔都補修畢

(表4-1 2、年貢割付状覚)

末代ニ至り万一我家代々名主役ヲ他人ニ相渡し替り候共、此書物并森田氏伝来御割付廿

三本外ニ四本共ニ紛失之由申之決而相渡申間鋪候、永子孫ニ伝末代之証与すへき者也

信海は、慶長検地帳を「加筆杯」をしないで「本家系同前」に心得て、「格別大切ニ秘蔵」するよう記している。「本家系同前」と自家の由緒に取り込もうとしている点も興味深いが、ここでは「秘蔵」しようとしている点に注目したい。慶長検地帳は享保期に引き継がれず、11代当主佐伝治幸蔵が安永7年（1778）に複写したもので、幸蔵によって「名主代り候とも外ニ渡申間敷候」と注記されている。年貢割付状覚の修復文言にも「紛失之由申決而相渡申間鋪候」とあり、他見を許さず「末代之証」とするべく修復を施していることが分かる。年貢割付状覚に付された修復文言が享保期引継の柳沢代割付状の「秘蔵」を強調するように、「秘蔵」文言は遺訓にみられた子孫への自家文書相続意識、なかでも「古伝書物」相続意識の強烈なあらわれと捉えられる。年貢計算方法など名主役を勤める上での仕来を写した村仕来覚（表3・8）は、寛政10年に11代当主幸蔵が作成したもので、これにも「為子孫補修之畢、末代ニ至迄大切ニ秘蔵致し可持伝」と「秘蔵」文言が付されている。これらの文書は、名主家としての由緒に関わる文書、あるいは名主家が伝えるべき文書であり、相名主家の跡役拒否という村政運営体制の動揺に際し、自家の名主家としての由緒を証明する文書を修復し、「秘蔵」文言を付したと考えられる。

また、享保期引継文書関連が多く修復されていることも指摘できる（16点中7点）。次の史料は元禄高反別差出帳に記された修復文言である。

（表4-3、元禄高反別差出帳）

吾家伝来之書物共ノ中ニ茂元禄十二卯年御繩入以前之田畠石盛其外町歩野并屋鋪杯之事可相知書物ハ外ニ不相見間、此四冊合巻帖者大切ニ致し蔵置可申

信海は高反別差出帳を元禄検地以前の村の様子を知ることができる貴重な史料と評価し、「大切ニ致し蔵置可申」としている。修復時期不明の元禄11年諸色明細帳にも「此巻与当村反別差出シ帳与者古代之事委鋪可考知間格別大切ニ致し可納置者也」とあり、享保期に引き継いだ反別差出帳と諸色明細帳を「格別大切」に保存しようとする意識が見て取れる。

天保期の修復は享保期に引き継がれた年貢納入関係のみではなく、村政運営に関わる様々な文書を修復しており、参画し始めた村政運営の参照用としての修復と位置付けられる。

②弘化期における修復は2点の御用留を修復したのみで、①・③とは異なる特殊な事情によって修復がなされている。

（表4-17、「御用筋扣帳」）

弘化三丙午年六月十五日夜より廿九日迄雨天ニよりて此表紙つくろふことハなりぬ

弘化3年は長雨の影響によって水損が発生し、2点ともその対処として修復がなされていた。ここからは、信海が古伝書物の修復のみでなく、同時代的な文書破損の修復に配慮を見せていることが分かり、文書修復が村政運営参照のために行われたことの傍証の一つとなろう。

③嘉永一安政期に顕著な特徴は、嘉永5・6年に元禄検地帳を集中的に修復している点、①天保期が様々な種類の文書を対象としていたのに対して、この時期には土地関係帳簿の修復が突出している点（15点中13点）である。

次の史料は嘉永6年（1853）畑田成改名寄帳に記された修復文言である。

（表4-24、畑田成改名寄帳）

此帳、当年ニ至り最早拾七ヶ年目、其内追々増米被 仰付、毎度書加、風与見てハ不分明ニ茂覚ゆ、依而今年改書写置んと心掛たれと、時々之役用向杯繁多ニ取紛レ、今月ニ茂成

たり、其内ニ茂可書写間可有之与我さへ思へば、後日之事思ひやられて、先此帳表紙厚はり置茂伝後來与之心掛也

天保6年(1835)に川越藩は年貢増徴策として畑田成改を実施し、赤尾村は1町5反歩余が摘発されている。その後も度々に増徴がなされ、一見では分からないほどに加筆されているが、御用多のために改めて作成する暇がなく、後代のために表紙を厚く補修したとしている。川越藩は安政期には53万両もの借財を抱える財政困窮状態にあり、御用金賦課や年貢増徴策などの財政再建策を展開していた。この時期の土地関係帳簿修復はこれら年貢増徴策への対応を一因と捉えておきたい。

次に元禄検地帳について検討したい。林家に現存する元禄検地帳は本文と写の二種類あり、それぞれに付されている修復文言が異なる。本文をA、写をBとして検討していきたい。

(表4 - 25、元禄検地帳A)

此御水帳八冊内四冊者御繩入し年、我先祖半左衛門預り置、四冊者佐左衛門方所持之處、享保年中子細有之我家ニ受取至今所蔵也、往元禄己卯年より今嘉永癸丑年迄曆数既百五拾五年而如斯此保持伝へなハ表紙ニ記をる名共者蟲のために見えずなりぬへしと今度思ひおこして、蝕并折目切絶を補修し且表紙を包ミ文字を摹写しぬ、そもそも為村宝此冊永久不朽を思ひおく、我志を子孫始メ後見ん人おもふへしとそ

(表4 - 20、元禄検地帳B)

此筆跡本書同様に見ゆるにつけても、当時出役とありし人の書りしを我先祖のえしなるへし、さて此写冊ともは永世我家に所持すへきものなれば、とかく表紙厚くはりなとして子孫に伝ふるを長く志しをうけつき心して持伝ふへし

Aの修復文言は、経年劣化のために表紙の文字が判読できなくなると思い、「蝕并折目切絶を補修し且表紙を包ミ文字を摹写」し、「為村宝此冊永久不朽を思ひおく」としている。それに対してBの修復文言は、「永世我家に所持すへきもの」であり、「子孫に伝ふる」ことのみを目的としている。本文は「村宝」で、写は「永世我家に所持すへきもの」と認識されていた。ここで注目されるのは、天保期の修復文言が名主家由緒に関わる慶長検地帳などに付されて「為子孫」や「秘蔵」を強調していたのに対して、元禄検地帳に付された修復文言では、子孫に加えて「後見ん人」を意識し、「村宝」と認識している点である。「村宝」と記されたものは元禄検地帳のみであり、その意図に関して修復時期や林家の置かれた状況から検討する必要がある。

本節では、林家の帳簿体系の検討から林家が情報を多様な媒体に詳細に記録しようとしていたこと、その画期となるのが13代当主信海の時期であることを明らかにし、信海の遺訓から子孫への自家文書相続意識を見だし、多様な媒体への記録化もこの相続意識のあらわれと位置付けた。そして、信海の残した修復文言を手掛かりに文書認識について検討し、天保期には名主家由緒文書に「秘蔵」文言が付されていたのに対し、嘉永期の元禄検地帳には「村宝」文言が付されていたことを指摘した。遺訓にいう「古伝書物」を維持し、「為子孫」伝えようとする自家文書相続意識が端的にあらわれているのが信海の記した修復文言であると位置づけられる。

次節では、修復文言が変化した天保から安政にかけての村政文書に関わる状況から「村宝」文言の意味、ひいては文書の価値認識の背景を検討していきたい。

3. 天保期村方騒動と小前層の価値認識—天保期村方騒動と金銭貸借出入—

赤尾村では安永期以降、村役人と小前層を対立軸とする村方騒動が頻発しており、林家も村内における立場が動揺していた。「村宝」文言の背景として、まずは村政運営上の林家の置かれた状況から検討していきたい<sup>27)</sup> (表5)。

表5 赤尾村村方騒動・村役人変遷

年代	村方騒動	対立		名主	年寄	組頭	百姓代
～享保7年	-	-		森田家／林家	2	6	?
享保7年	秣草刈取出入	-	→	林家	-	?	?
享保8年	(村政文書引継)	-		林家	-	?	?
享保20年	-	-		林家	-	5	15
享保20年	村方騒動	林家／森田家／組頭	→	林家／森田家	-	?	?
享保20年	村方騒動	林家／森田家	→	林家	-	?	?
元文2年	-	-	→	林家／安野家	-	?	?
延享2年	-	-		林家／安野家	-	3	2
明和3年	-	-		林家／安野家	-	3	2
安永7年	(林家代替)	-		林家／安野家	-	3	2
安永8年	村方騒動	安野家親類／惣百姓109人	→	林家	-	3	12
安永8年	村方騒動	安野家親類／惣百姓109人	→	林家／安野家	-	3	?
文政2年	-	-		林家／安野家	-	3	?
天保2年	(安野家代替)	-	→	林家	-	2	?
天保6年	名主跡役一件	安野家／小前64人	→	林家／安野家	-	2	?
天保11年	検見入用一件	村役人／小前	→	林家／安野家	-	*3	*3
天保12年	村政疑念一件	名主／小前		林家／安野家	-	*3	*3
弘化2年	(林家代替)	-		林家／安野家	-	*3	*3
弘化3年	立替金出入	林家／小前惣五郎家		林家／安野家	-	*3	*3
嘉永4年	(定役村役人制)	-	→	林家／安野家	-	3	3
安政2年	村役人押領疑念一件	村役人／小前		林家／安野家	-	3	3

【林家文書目録】「村役人」「村方一件」「御用留・役向日記」項目諸史料より作成

\*…仮村役人制

(1) 享保期以降の村方騒動・村政運営体制

享保期村方騒動は村役人間の内訌であり、村政運営における主導権と高札・村政文書管理の所在をめぐって争われた。その中において小前層は負担軽減を求めて名主家に対立し、一味神水や川越直訴などの強行手段を取りながら自らの要求を貫徹させようと図ったが、結果的には林家による高札・村政文書管理が維持され、安野家との名主2人体制となっており、村入用負担軽減には結びつかなかった。

村役人と小前層との間の対立が顕在化するのが安永期の両名主家代替わりの際の跡役問題である。小前層は林家跡役就任と引き替えに田方年貢等諸業務担当と畑方年貢担当を交互に勤める名主役務年番制を導入し、名主役に付随する定使給を削減することに成功している。また、安野家跡役には林家一人名主による村入用負担軽減を主張して対立している。

このように、赤尾村の村方騒動は村入用負担削減を主眼とするもので、安永期以降は村方小前層と村役人、特に名主家との対立による緊張関係が存在した。村役人給が焦点の1つであり、名主役給127石と組頭役給21石の削減をめぐり、騒動が頻発することとなる。

27) 赤尾村の安永期騒動に関しては前掲註10 秋山1988年、近世後期の村方騒動と村政運営の変化については、同高尾2004年、同森田2005年、同小松2007年に詳しい。

その結果が天保11年(1840)の検見入用一件の結果として導入された「仮村役人制」である。検見入用一件は、小前側が村役人に対して検見に関する入用疑念を突き付けたもので、定組頭を退役に追い込み、組頭・百姓代をくじ引で選出する「仮村役人制」を導入している。「仮村役人制」とは、公式の組頭・百姓代とは異なる毎年改選される非公式の組頭・百姓代が村政運営を担う制度である。この制度における重要な点は、組頭役給が発生せず、村入用削減を実現したことにある。村役人給削減を一貫して掲げて村方騒動を展開した村方小前層による「村政民主化」の一程度の達成と評価することができよう。しかし、組頭・百姓代が毎年改選されるという経験不足、事務能力の不十分に加え、役給のないまま勤める負担などにより、「仮村役人制」は嘉永4年(1851)に廃止され、定組頭・百姓代制に復してしまう。このことから、林家が名主役に付随する特権を脅かされながらも名主役を維持し続けたことの一因として、村政運営における複雑な事務処理を担ってきた能力と蓄積、さらには突出した持高を維持し、村融通機能を果たしてきたことが指摘できる。

しかし、林家の名主役特権(名主役給、人馬役免除)は、弘化2年(1845)の林家代替りの際にも仮組頭が「跡役之義為三郎様へ御頼申候而為村為御伝馬式拾正之義茂不残為村為なられ候扱いたし度」<sup>28)</sup>と求めているように、以後も脅かされ続けていた。その度に強調されるのが「村為」という論理であり、林家は自家の特権に対して名主役を担うこと以上の説明が必要となる状況にあった。

そのような状況の中で起こったのが天保12年(1841)からの名主疑念一件である。この騒動においても林家の名主役特権が問題となっており、林家と小前層の主張の相違から村政文書に対する名主家と村方小前層との認識について検討していきたい。

### (1) 天保12年名主疑念一件

天保12年末、定使給勘定を行っている村役人の下に小前6人が訪れ、年貢以外の諸貫物の立替を要求した。翌13年1月、81株中60株の株持が寄合を設け、村役人に対して村政疑念20ヶ条を突きつけて、「其条不相分候内は、是近年々御年貢・諸貫物残り金銭差出シ兼候」<sup>29)</sup>と主張した。この時に突き付けられた疑念は、川越藩殿様講割掛金や名主集積地扱・下付金の用途など、主に村入用における負担と金銭配分の問題であり、その中でも特に19ヶ条目に記された林家の人馬役免除特権が問題となっていた。

翌天保13年2月、村役人と小前惣代との間で疑念についての話し合いがもたれた。次の史料はその際のやりとりを記して代官役所へ小前の不法を訴え出た際の願書の一部である<sup>30)</sup>。

- 一 当村之義先規仕来りニ而、惣高之内郷御蔵屋敷高并名主・与頭役請高村持高定使請高惣野高等を引残高千五百石を八十卷ニ割、拾三石六斗四升ヲ一株と申年中人馬役相勤候、右ニ付名主半三郎義御入国以来名主御役相勤罷在候而、往古より御高札は半三郎宅前ニ有之、御水帳并大切之品は半三郎方ニ而御預り申居候ニ付前書株三株分年中無役ニ仕来り候處、小前之者疑念を存し右疑念之分二十ヶ条書付ヲ以尋問候

28) 林家 1601「公用日記留」、弘化2年2月15日条。

29) 林家 6000「乍恐以書付奉願上候(名主役疑念一件)」。

30) 林家 501「御願書之下書(村役相勤方ニ付願書)」。

ニ付、私共寄合其訳柄委細書記相見せ候而逐一解聞せ候處、前書株一条ニ付小前之内磯吉申候ハ、そんな高札杯ハ郷藏之庭へ引ずるがよい水帳杯ハ年番ニ預るがよい杯と氣随我忒成事共申候得共、私共義御上様へ奉掛御苦勞候儀を恐入可相成丈内済仕度と是迄取斗ひ仕候處より、書面之通御高札ニ向テ我忒氣嵩申募り候程ニ御座候得は、私共杯ハ有哉無哉ニ申成し頭を取蔑ニ致し、右を見真似村内納り不申候ニ付、何卒御賢察被成下、右磯吉御召出し御高札之義御利解被仰聞村方無事ニ納り乍恐私共御役も相勤候様被成下置度奉願上候、右願之通被成下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上、

この史料からは以下2点を読み取っておきたい。

第一に、人馬役免除特権の理由として信海があげている「往古より御高札は半三郎宅前ニ有之、御水帳并大切之品は半三郎方ニ而御預り申居候ニ付」という主張である。享保期騒動において高札・村政文書管理が重要視されたことを指摘したが、この騒動における信海の主張からは名主役特権の淵源として高札・村政文書管理を重要視していることが読み取ることができる。つまり、林家は享保期に森田家から引き継いだ高札・村政文書管理を自家の人馬役免除特権と結び付けて捉えており、自家の由緒に組み込んでいるのである。

第二に、小前惣代磯吉の「そんな御高札は郷藏屋敷へ引ずるがよい、御水帳杯ハ両名主年番ニ預るがよい」という発言である。林家が名主役特権の淵源として主張した高札・村政文書管理を否定したのである。さらに、磯吉一人ではなく、「其席立会居候もの、右磯吉ヲ差押へも不仕其忒ニ差置為申述候段、全同腹と乍恐奉存候」<sup>31)</sup>と、林信海はその場にいた者達の総意と捉えている。天保12年は名主役務年番制・「仮村役人制」を導入し、一程度の「村政民主化」を達成した段階である。磯吉の主張はその段階にあっても名主家による村政文書管理を前提としている点が特徴的であり、林家が名主役を勤めることを前提としながら負担削減のために名主役特権を排除しようとしているのである。

以上、享保期以降の村方騒動の展開、村政運営体制の変化について検討してきた。安永期以降、赤尾村では訴訟を起こしてでも名主家の特権を排除しようとする小前層の動向があり、林家は自家の特権を脅かされ続けていた。林家は特権に関して名主役を勤めていること以上の説明が必要となり、高札・村政文書管理が特権維持の淵源・証拠として重要な価値を持つ状況が生まれていたと捉えられる。

## おわりに

最後に、保留してきた嘉永期の「村宝」文言について検討を加えたい。

享保期の村方騒動は、村政運営をめぐる村役人間の内訌であった。その管理をめぐる対立した村政文書は村政運営を担うために必要、あるいは村政運営を担う象徴として位置づけられてい

31) 「御高札之儀村明細帳面ニも書載奉差上候通、半三郎宅前ニ古来より御建被為置、是迄先祖より十代之間朝夕奉拝候、御高札此場ニ至り外へ被引移候而は、世間向も相立不申、御役も相勤り兼候場合ニ至り、何共歎ヶ敷奉存候」（林家 501）とも主張しているが、赤尾村の明細帳に高札場の記述があるものは現存していない。

32) 林家 6003 「乍恐以書付奉願上候」。

た。林家は引き継いだ高札・村政文書管理を自家の由緒へ取り込んでおり、天保期に名主家由緒に関わる文書に対して付された「秘蔵」文言は由緒への取り込みの中で位置付けられよう。

また、天保期には村方騒動の結果、「村政民主化」の一程度の達成が見られ、それに対応する形で林家は高札・村政文書管理を名主家特権の淵源として主張した。

嘉永期には「村政民主化」の揺り戻しが起こり、「仮村役人制」が廃され、定役組頭・百姓代が再設置されている。この時期は、海防役などの諸負担を川越藩が年貢増徴策・御用金賦課という形で領内転嫁しており、村政文書は、領主に対して「証拠としての文書」であり、小前に対しては「由緒としての文書」として位置づけられていたのではないだろうか。この時期に付された「村宝」文言は再設置された定役村役人が閲覧する状況において、村政を担ってきた自家の功績を示すものであり、領主に対する証拠としての「村宝」、小前に対する由緒としての「村宝」として付された修復文言であると捉えたい。

本稿では、名主家の文書認識の変化と小前百姓との相違について検討してきた。文書引継後の名主家の文書認識を保存措置という点から検討することで(課題①)、相名主家から村政文書を引き継いだ名主家が、それを自家の由緒に取り込んで特権の淵源として重視し、補修を施して保存・管理していたことを明らかにした(課題②)。また、修復文言の変化を村方騒動の展開から検討することで、天保期における名主家と小前層との村政文書管理に対する価値認識の相違を明らかにすることができたのではないだろうか(課題③)。

#### 〔付記〕

本稿は国文学研究資料館主催平成20年度アーカイブズ・カレッジの修了論文を改稿したものである。本稿作成にあたっては多くの方のご指導をいただいた。記して謝意を表したい。